

平成29年度 第4回 成田市保健福祉審議会

- 1 開催日時 平成30年3月20日(火)午後1時30分から
- 2 場 所 成田市役所 中会議室
- 3 出席者 審議会委員11名(欠席4名)
事務局 高田福祉部長、五十嵐健康こども部長、町田社会福祉課長、
加瀬林高齢者福祉課長、三橋障がい者福祉課長、三橋介護保険課長、
菱木子育て支援課長、岡田保育課長、田中健康増進課長、他各課担当職員
- 4 議 題 (1) 第5期成田市障がい福祉計画の策定について(諮問)
(2) 第7期成田市介護保険事業計画の策定について(諮問)
(3) 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

5 議 事

(事務局)

定刻となりました。本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。議事に入りますまで、社会福祉課の根本が、進行を務めます。よろしくお願いたします。まずはじめに、会議の成立要件についてでございます。本日の会議におきましては、4名がご欠席のため、ご出席の委員数は11名であり、委員総数15名に対し過半数の委員の出席がありますことから、審議会設置条例第6条第2項により、本会議は有効に成立することを申し上げます。

つづきまして、皆様のお手元に、会議次第と席次表をお配りいたしましたほか、議事に関する追加資料といたしまして、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会についての報告資料並びに高齢者福祉課から、平成30年度の高齢者福祉課・介護保険課の執行体制の見直しについてのお知らせを、別冊の資料としてお手元に配付してございます。以上、お手元の資料4点のほか、議事に関する資料の本体2点につきましては事前に送らせていただきましたが、失礼や不足はございませんでしょうか。

ただいまから、『平成29年度第4回 成田市保健福祉審議会』を開催いたします。

高田福祉部長より、あいさつを申し上げます。

(福祉部長)

平成29年度第4回成田市保健福祉審議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の保健福祉行政にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、「第5期成田市障がい福祉計画の策定」、「第7期成田市介護保険事業計画の策定」についての諮問をさせていただきたいと思っております。また、3月16日に開催されました「子ども・子育て支援部会」につきましては、本会会長より指名のありました委員の皆様にもご出席をいただいたところでございますが、その内容についても報告をさせていただきます。

本日は以上の3つの議題につきまして、配付しております資料の各項目についてご審議をいただきまして、各委員の皆様よりご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

(事務局)

会長挨拶。会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議題は「第5期障がい福祉計画」と「第7期介護保険事業計画」の諮問ということでございますので、審議のほうをよろしくお願ひいたします。

(事務局)

これより議事にはいることとなりますが、成田市保健福祉審議会設置条例第6条第1項の規定により、議長を会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願ひいたします。

議事に入らせていただく前に会議の公開につきまして報告いたします。本日の議案につきましては、会議を非公開とする議案に該当しておりませんので、成田市情報公開条例第24条に基づき公開して開催することになります。しかしながら、本日は傍聴希望者がございませんので、これより議事には入りたいと思います。

(1)第5期成田市障がい福祉計画の策定について

(議長)

それでは次第に従いまして第5期成田市障がい福祉計画策定についてよろしくお願ひいたします。

成田市長（福祉部長代読）

第5期成田市障がい福祉計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第二条の規定により、この問いに関し審議会に諮問致します。

平成30年3月20日 成田市長 小泉一成 代読

(議長)

ただ今、第5期成田市障がい福祉計画の策定について諮問を頂きましたので、早速ですが事務局からご説明をお願ひいたします。

障がい者福祉課長：(上記について、資料に基づき説明)

(議長)

ただいま、第5期成田市障がい福祉計画の策定について説明がありましたが、ご意見、質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(A 委員)

まず全体的に細かい話にはなるのですが、第4期の福祉計画よりも少し詳しくなったとの感じがしていますが、例えば中に引用されているグラフについて、20ページの相談相手についてパーセントの記載があったりとか、そうしたグラフ等は大変見やすくはなっているのですが、以前と比べてまだ同じように見にくいところもありまして、高齢化も進んでくる中では見やすくして頂きたいと感じています。具体的に該当ページを探していますが、ちょっとすぐに見当たらないので後で確認します。

その他の質問として、39ページの障害福祉サービスの見込量と今後の方策、というのがありますが、この中にある大きな表がありまして、その区分けですが、これは素案の時の区分けとは分類が違っていると思うのですが、これは何かに従ってとかの根拠や見解があつてのものでしょうか。

また、これは特に県等で決められた統一フォーマットではなくて、成田市独自の区分けでしょうか。

(障がい者福祉課長)

ただ今のご質問ですが、前回素案でお示ししたものはこれまでの制度に対応したもので、平成30年度から新しい制度に変わるものですから、それに合わせてきちんと整理して直しました。書式は全国統一です。

(議長)

つまり制度面の変更に対応した、ということでしょうか。

(障がい者福祉課長)

制度そのもの自体は変わっておりませんが、新しくできたタイプの追加や順番の入れ替えが生じたので、それに対応したという事です。

(議長)

他にご意見ございましたら、いかかでしょうか。

(B 委員)

ご説明ありがとうございました。随分良くなっていると思いますが、文言よりもこれからどう具体的に動くのか、というのがここからは読み取れなかったものですから質問します。47ページのグループホームについてですけれども、下から4つ目の項目のところに、「グループホームを運営する法人に対してはグループホーム等運営補助金制度により、経済的負担の軽減を図る支援策を実施しています。」とありますが、グループホームを作る時は先ず土地を見つけて資金調達をして周辺住民の理解を得る、という

事があって作られると思うのですが、作られたところからは支援が入ると思いますが、作られる前というか作ろうとした時点で市が支援するという事はこの文言からは読み取れないのですが、例えば周辺住民の説明会を開くとか、土地を見つける段階でも、ここは市の保有地だから安く提供できるところがあるとか、そういった情報の提供を、やりたいと思っている方に知らせることができるような制度がこの中に入っているのかどうか。是非入れてほしいと思います。作りたいと思っている側は、土地を探すといっても、一生懸命探しても条件のいいところを見つけるというのは個人では難しいと思いますので、市が持っている市有地の中で条件が整いそうな所とか、そういった所を提供するとまではいかななくても情報提供だけでもできると思いますので、そうした支援もしていただけるような文言にして頂きたいと思うのですが、その点を確認させてください。

(障がい者福祉課長)

現在はグループホームは、街中にこういった施設が広まるということを願っておりますので、地域で説明するとか承認が必要といったことは必須ではありません。建設にあたりまして、建築確認などの面で、担当課での手続等の際に施設の整備が進むような形での支援はしています。

(B委員)

市内に沢山空き家があると聞いています。空き家を使うかどうかは別として、住宅地の中で例えば私が住んでいるところでも全体が高齢化してきて、空き家も増えてきている部分があります。そんなに拒絶反応がないといったらおかしいですけども、お年寄りや障がいを持った方々を受け入れやすい街中の部分も出てきていると思うので、そういうところを上手くコラボレーションするといったところを、市がそういう形でやりなさいと言う訳ではないですが、そういうところがありますよ、といった紹介をして頂ける良いと思いますし、できればそのような支援もしていただきたいと思います。

(福祉部長)

空き家という話がでましたので、市でも空き家バンクを活用する計画について土木部のほうでも検討しているところであり、全国的な流れでもありますので、そういった中で情報提供していけるようなものもできることにはなろうかと思います。

(障がい者福祉課長)

確かに空き家とか住宅リフォームという点でみると、事業者側としてみれば改修費が高いので、場合によってはいい物件もあるかもしれませんが、一般的には費用が掛かり過ぎるというような状況がありますので、それは情報としてお知らせするようにはさせていただきたいと思います。

(議長)

今のB委員のご質問というのは、表現している文言となった背景となるところをもう少し詳しく伝えられないかということで、文章を変更してくださいということでよいでしょうか。

(B 委員)

文章そのものの変更と言いますか、そこも含めた形での支援の内容にしてほしい、という要請です。

(A 委員)

36 ページ「3 地域生活支援拠点の整備」の成田市の考え方として素案と違うところで、面的整備の手法により、とありますが改めてその意味を説明頂きたいのと、面的整備という言葉を使っておきながら成果目標にある数値の欄で1か所という表現は適していないのではないかと考えています。1か所といったらそれ以上増えてはいかないと想像してしまうので、面的な広がりを見せないのではないかと考えてしまいますので、この部分についての説明をお願いします。

(障がい者福祉課長)

国の考え方としては、例えばある建物、ショート用などの緊急時の建物がある場所に建ててそこを拠点としていろいろな緊急時に対応しようという事になっています。成田市ではその建物はないのですが、現在ある施設を利用して行いますので、そういう事で面的な整備とさせて頂いております。政令指定都市など大きなところでは、緊急時用の建物を別途建てたりして対応できるようにしているところもありますが、成田市の規模になりますと緊急時対応は現在でもある程度対応出来ていますので、今のところ拠点は設けず、既存の施設にその機能をお願いしております。

(A 委員)

ちょっと私の知識と違って、総合的なものが一つでできないから、いろいろな事業所がそれぞれ分担してエリアは分かれるけど面でカバーしましょう、というのが面的整備ではないのでしょうか。だから1つの建物という話ではなくて、面的の場合は各事業所のそれぞれの設備を使って、広い範囲でカバーしてということだと思っておりましたが、今のご説明だと完全に違うと思いますし、いろいろな所を使うのだったら1か所という形ではないと思いますが。

(障がい者福祉課長)

現在お願いしているところは 短期の建物を持っていますし、相談業務も出来ますし、緊急時の対応ができるということになっております。広く言えばいろいろな施設を利用しながらということですが、一箇所ですればそれを超したことはなく、市としてはそういった施設の協力を得ながら緊急時対応ができる状態にしているということでございます。従いまして、拠点を設けてということではなくて、1か所という表現ではなくて文言に変えて理解しやすいように直します。「数値」という欄の表現を「考え方」とし、うへの欄は「1か所」ではなく「検討」に、下の欄は「整備」という文言に変更したいと思います。

(A 委員)

ちょっと確認させてください。今現在としては、面的整備を目指しているのだけれども、その中でまだ1か所しかないということで、将来的には面だから、他の事業所とかそういうのが入ってくると2か

所、3箇所、4か所という形になっていく、という考え方でしょうか。

(障がい者福祉課長)

そのような形ではなく、今年度で一応、地域生活支援拠点としての整備は出来ている、という事です。

(A委員)

ということは、これはもう完成してしまったという事ですよ。だとすると、地域生活支援拠点の整備はもう成田市は完成しているよ、こういう件は全部受けられる、対応できるということになると思うのですが、それは違いますよね。

(障がい者福祉課多田主幹)

多田と申します。今の件につきまして補足して説明させて頂きたいと思います。

まず、地域生活支援拠点の現状と考え方を申し上げますと、この地域生活支援拠点の中で何が必要かという事なんですけど、要素としては相談機能が必要となります。後は緊急時の受入れという事で例えばそれがショートステイであったり、グループホームであったりするわけです。また、地域生活支援という事になりますと、例えば入院とか入所をしていた方々が地域生活に移行するための体験の場というものも必要になってきます。そういった地域生活をこれからしていくため、現に地域生活をしていらっしゃる方々が何か困りごとがあった時に、そこに行けば問題なく悩み事が解決できる、そういった場所が地域生活支援拠点というふうに認識しております。先程から申し上げていますように、国の方で想定している在り方としてはいろんな形態が考えられていて、こういうスタイルでないといけない、という事はありません。先程A委員が仰ったように、例えば1つの大きな拠点施設を設けて、そこに全ての機能を集約する、というやり方もありますし、そうではなく、既存の社会資源を有機的に連携させながら、機能・役割を分担しながら、地域の社会資源を組み合わせながら支援をしていく、これがいわゆる面的整備の手法というように捉えております。成田市としてまず目指そうとしているのはこの後者の方の考え方です。ですから先程A委員が仰った考え方に則って整備をする。そういった時に、現状成田市では例えば保健福祉館の中に、基幹型の相談センターがございます。そういった意味で、まずここが相談支援の拠点という形になります。あわせてこの相談支援センターについては委託をしている訳ですが、委託をしている法人の方でも緊急対応時のショートステイ施設を持っています、ですから相談から入って緊急的、一時的な保護だとか、居場所の確保とかをしなければならなくなったとした時に、その社会資源の間で連携を取りながら対応する、という事になります。

居住体験的な場所という事につきましては、成田市では今年度から居住体験支援事業という事で市が持っている市営住宅の一室を一人暮らしの体験の場として用意しまして、そこで地域移行を目指す方の一人暮らしの体験の場所といったところを整備したところです。こういったものを有効活用して対応していこうというのが成田市における地域生活支援拠点の考え方です。

先程から仰っていましたように完成形かということになりますと、これで全て完成形ということを実は国の方でもこうあるべきとは示されていません、というのが先程申し上げた通りです。ですから成田市としましてもこれで完成形、100%だ、という事ではなく、今後の自立支援協議会ですとか、そうい

ったところからいろいろな意見を頂きながら、成田市の面的整備の手法がより効果的になるように、今後は機能拡充について検討していきたい。という事でこの36ページの、成田市の考え方、一番後段のところに、障がい特性に合わせた機能拡充について検討します、という事です。ですから、現状として地域生活支援拠点として必要最低限求められているものについては面的整備の手法として成田市としては用意させて頂きました。が、全てこれで十分という事ではないので、今後も機能拡充についても検討してまいりたいとの考え方をお示ししたところでございます。

(A 委員)

少し分かりましたが、36ページの下図が居住支援機能と地域支援機能といういろいろなものを纏めて一つの地域生活支援拠点という形でやっていくので、これは1か所ではなかなかできないので面的にいろいろな機能を連携することで実現させているんだという事があったので、1か所の中に全てが入ってしまうのは違うのではないかと思い質問させていただいたところですが、理解しました。ただ、これを見た方々が今お話し頂いたような理解をして頂けるかは不安が残ります。

(議長)

成田市の考え方としては、1か所整備したのち、更に機能拡充を目指します。という理解でよろしいかと思えます。他にどなたかございませんか。

(A 委員)

38ページの「5 障がい児支援の提供体制の整備」のところの成果目標の欄には、「数値・考え方」という項目名で使われているので、これを参考にしながら統一してはいかがでしょうか。

(障がい者福祉課長)

はい、分かりました。数値・考え方、という項目名に変えるように致します。

(A 委員)

ちょっと細くなるのですが、30ページ、「5 権利擁護の推進」のところ、内容は変わってないですが(1)、(2)、(3)の順番が、素案の時とは違っているようなのですが、これは何か根拠があるのでしょうか。

(障がい者福祉課多田主幹)

理念的な話になりますが、障がいがある方々の権利擁護といった時に、一番大元になってくるところが差別の解消という事がありますので、一番として持ってきました。障がい者虐待についても障がい者差別の一つであると認識しておりますので、そうした意味から2番目に「虐待防止の推進」を持ってきました。また、侵害された権利だとかをきちんと支援するための制度という事で、成年後見制度を持ってきました。何かこうでないといけないという順番ではないのですが、私達の考え方の中で、権利擁護の考え方として分かりやすいように順番を入れ替えた、という事でございます。

(C委員)

25 ページ下から 2 行目、企業や事業者に対する理解と、とありますが、主語が誰かという事では、企業や事業所が、障がい者に対してという内容になっているとわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

(障がい者福祉課長)

はい、分かりました、そのように書き換えます。

(C委員)

その他に、24 ページ「2 基本目標」の下から 4 行目、障がい者の方というのは普通でありたいとか、みんなの中に溶け込んでいたいという事が多いと思います。うちは普通じゃないと思われるのがいやだと思える方が多いから、パラリンピックに出ている方のように自分らしく輝きながらというように、障がい者が輝くというのはそう特別な事でもない限りは、心情としては普通に暮らしたいというのが障がい者の方ではないかと思っています。その人にとっては「自分らしく輝きながら」でしょうけれど、周囲の人にとってはあんまり目立ってほしくない、という気持ちが強いと思います。そういう意味でこの輝きながらという表現は、もっと違う表現が良いのかなと思います。

(議長)

よくわかります、自分らしく暮らしていく、そちらの表現への修正のご意見についてはよろしいでしょうか。

(障がい者福祉課長)

はい、わかりました。

(議長)

他にはいかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、各委員からいただきましたご意見を計画書に反映させていただきますが、結果については私の方に一任させてもらってよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。それでは、2 つ目の議題、第 7 期成田市介護保険事業計画の策定について、事務局からよろしく願いいたします。

(2)第7期成田市介護保険事業計画の策定について

成田市長（高田部長代読）：

第7期成田市介護保険事業計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第二条の規定により、この問いに関し審議会に諮問致します。

平成30年3月20日 成田市長 小泉一成 代読

（議長）

それでは、第7期成田市介護保険事業計画の策定について諮問を頂きましたので、事務局からご説明をお願いいたします。

介護保険課長：（上記について、資料に基づき説明）

（議長）

ありがとうございました。ただいま説明頂きました第7期介護保険料事業計画（案）につきまして、ご質問やご意見、確認事項等ありましたら、委員の皆様よろしくお願いたします。

（B委員）

83 ページの(2)の夜間対応型訪問介護についてですが、第7期期間中での整備予定はありません、ということで予定が0件になっています。これは自宅で介護しなければならない人にとっては非常に頼りにできる大事なサービスであると思われませんが、それが予定ゼロのまま計画に載ってしまうというのはどうなのでしょう。

（介護保険課長）

(2)の「夜間対応型訪問介護」というのは、既にこれを改良したサービスができておまして、それが(1)の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ということになります。この2つのサービス、どこが違うのかと言いますと、利用者のところに通信装置をつけるというのは同じですが、(2)は一回ごとのサービス料・報酬が発生し基本料がかかります。ただし利用がなくてもオペレーターが待機しているだけということがあって、事業者1社がありましたが撤退してしまいました。(1)については、一日複数回のサービスがありまして、それにプラスアルファで随時対応する。サービス料金の報酬も月単位ということで決まっておりますので、事業所としては定期的に費用が入ってくるということ。利用者側としては(2)では、一回サービスの提供を受けてから2時間空けないといけないが、そういった規定がなく頻回に利用できる。利用者の状況によって訪問看護が必要な方、この場合はドクターの指示書が必要だが、同じ事業所で訪問看護の対応ができるということになりましたので、現在のところ、サービス種別としては夜間対応型訪問介護はあるのですが、現実としてこの事業の開始はないだろうと考えております。

（議長）

計画値は0件となっていますが、代替となるサービスで充実できるという事ですね。この0件という

ことに違和感があるということでしょうか。

(介護保険課長)

確かに違和感はあるかもしれませんが、国の方のサービス種別にも載っていますので計画自体はゼロとして載せておくということ考えております。

(B委員)

他にも計画値0というのはありますよね。例えば85ページの(6)の地域密着型特定入所者生活介護とか、86ページ(8)の看護小規模多機能型居宅介護もゼロです。それから87ページ(3)の介護医療院についてもゼロです、こういった表記についてはゼロというのは皆さんがっかりすると思うのです。何か表記を変えろとか、なくすとかの配慮があっても良いかと思えます。

(介護保険課長)

実は全てのサービスに数値を入れるという事がなくていいのではないかと考えてはいるのですが、例えば85ページ(6)の地域密着型特定施設入所者生活介護では、これはどういったサービスかというのと、定員29名以下の介護付き有料老人ホームという事になります。なぜそういったサービス形態があるのかというのと、例えばそれ以上の施設整備を目論んでも、入ってこないという現実があります。30名以上の入所定員よりも29名以下の入所定員の方が単価は少し高く設定されるものですから、これに代わってということではないですが、成田市ではこれより定員の大きい広域型になるのですが、通常の特設施設の整備計画が常にありますので、逆に計画をしないということになります。また86ページの看護小規模多機能型居宅介護は、一つの事業所でデイサービス、短期入所、ホームヘルプ、定員29名までの方に提供しましてデイサービスとショートステイをみんなでシェアしましょう、というサービスです。それに訪問看護を付け足すというものなのですが、看護師さんが少なく採用が難しいという事情がありまして、残念ながら数字が無いという状況になっております。また、87ページの(3)の介護医療院ですが、どんなサービスかというのと、平成30年度制度改定で新たに設けられたサービスで、特別養護老人ホームに多少医療のサービスが提供できるという施設です。それまでの介護療養型医療施設がH30年3月でなくなるという事だったので、期間が6年間更に延長され、そちらの移行対象ということでみております。成田市には介護療養型医療施設がないので、こちら制度としてはあるのですが計画上は0としております。

(議長)

いろいろ理由はわかりますが、要は計画値ゼロとなっているサービスについての表記をどうするかについて結論を見出しましょう。

(介護保険課長)

計画値の欄はゼロを入れるのではなく、斜線を引いて表記するように変えさせていただきます。

(議長)

それではよろしいですか。はい、分かりました。他にいらっしゃいませんか。

それでは私から一つ、70ページ、「4.3 介護予防・日常生活の支援」のところにあるフローが描かれた図がありますが、その一番左下に位置づけられた一般介護予防事業についてですが、その事業を維持していくための費用と言いますか、ここにはこうした地域支援事業がある事を啓蒙していく必要があらうかと思われませんが、ただボランティアなどの協力だけで、成田市としてこの事業を支援していく財源というものはないのでしょいか。

(高齢者福祉課長)

この一般介護予防に記載されておりますのは、上2つにつきましては成田市で直接運営しております健康体操等の教室で、いきいき百歳体操については住民の皆様が自主的に行っている体操教室なのですが、委員の仰るように今後は通いの場などの創出が必要になってまいります。それにつきましては生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターと協議体の皆様がいろいろと試行錯誤して検討しているところでございます。予算的には同じ地域支援事業ですので、その中から、もし将来的に居場所づくりの事業を行うことができれば、そちらのほうから予算が出ることとなるかと思っております。まだ成田市では時間がかかるだろうということでここには掲載しておりません。今後サービスの構築を進めてまいりたいと考えております。

(議長)

他の自治体では積極的に動き出しているという話も聞こえてくるものですから、本市もしっかり取り組んでいってほしいと思います。この一般介護予防事業が、76ページに「国際医療福祉大学と共同して行います」ともありますので、具体的にどう評価して運営していくのか気になっています。

(B委員)

「3.2.2 在宅医療・介護連携の推進」のところ、57ページに表がありまして、それぞれの項目に何々医療という名称が並んでいるのですが、訪問診療に関する記載がなかったように思うのですが、どこかにありましたでしょうか。訪問診療だけをやっていただけのところはなかったと思うのですが、そのところの整備がなされないと在宅で切れ目のない医療と介護が出来ないと思います。この計画の中からは拾えなかったのですが、その辺りはどうお考えなのでしょう。

(健康増進課長)

今回の計画の中には訪問診療を行っている医療機関等の数は具体的に示されておりません。今、健康増進課で行っております在宅医療介護連携の支援センターをH30年4月1日に設置、という形で事業を進めております。そんな中で成田市の医師団、医師会、合わせまして2年間の検討を進めてきております。いま成田市では在宅医療支援診療所という医療機関が現状では1件でございます。ただ、訪問診療を行っている医療機関は10か所以上実はございます。その先生方がどのような患者様を対象にしているかということ、もともと元気でかかりつけの先生方、というところに通われている方々が、容体が悪

くなられて通院が出来なくなったという事から訪問診療も行っているところが10件以上あるという事がわかっております。

成田市といたしましては、在宅療養支援診療所とか在宅療養支援病院という名前ではなかなか設置は少ないと思いますが、実際に必要になられた場合には、病院から退院されてご自宅へ戻られる方、あるいは診療所に通えなくなってご自宅で療養される方という方に対する支援はスムーズにできるようにということで、このセンターの設置という形に結びついております。内容につきましては今後も検討を重ねて、もちろん市だけで出来るものではございませんので、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）のそれぞれの先生方のご意見を確認させていただきながら、進めてまいります。

(B委員)

その在宅医療介護連携支援センターという内容の説明がどこに記されているか教えてください、見つけられなかったもので。それと、10か所あるというのは往診で、往診と訪問医療は別物です。同じように考えられているとすれば間違いですよ。

(健康増進課長)

在宅医療介護連携支援センターという名称ではこちらには入っておりません。事業という形での表記になっております。で、私が先程申し上げた訪問診療と往診の違いですが、B委員が仰ったように往診と訪問診療は確かに違います。こちらで医師団の先生方と調査によって把握した形で訪問診療を行っているという医師団からの回答を頂きましたことにより、そのように表現させていただきました。

(B委員)

訪問医療というのは訪問医療だけをやっている医療事業所、つまり24時間対応のところですよ。往診しても24時間対応できている訳ではないので、やはり24時間対応できる訪問診療所が1か所というのは成田市としては足りない感じを受けます。ですからそこを医師団の努力に頼るだけではなくて、訪問診療が成田市には必要だという計画の内容にしてほしかったが、ここからはそれが読み取れなかったもので、成田市のスタンスはどうかをお伺いしたいです。医師団が頑張ってくれているからそこを応援すればいい、という考え方なのかという事と今のセンターという名前では入っていないと仰られましたが、その在宅医療介護連携支援センターについて記載している部分をお教えいただけますか。

(健康増進課長)

成田市内で、先ほど10か所以上と申し上げたのは、かかりつけだったお医者さまが訪問診療を週に1回とか、月に1回とかスケジュールを決めて訪問するのは訪問診療になります。突然具合が悪くなって先生に来てもらうのが往診、スケジュールを作ってその期間に伺って状況をお話しいただいて適切な診療をするのが訪問診療だと思います。成田市では既に10か所以上の医療機関が元々の患者さんについては訪問診療をなさっています。もちろん往診をなさっているお医者様もいらっしゃいます。往診だけで対応されている医療機関は17医院とアンケートでは返ってきております。訪問診療という事業で在宅の患者様に対応して下さっているところが今は1件あります。ただ日中は通常の診療所の業務もなさ

っていますので、必ずしもいつでも行けます、という事ではありませんが、訪問看護師さんと連携を取りながら、速やかに移動できる態勢を取っていらっしゃいます。

(介護保険課長)

在宅医療・介護連携支援センターにつきましては56ページの「3.2.2 在宅医療・介護連携の推進」のところに追記して説明を加えたいと思いますので、よろしくお願いします。

(D 委員)

67、68ページにまたがる「4.2.1 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援」についてですが、こちらでの具体的な目標値とかはないのでしょうか。人材の確保はどこの分野でも課題となっており、年々介護需要が高まる介護分野では喫緊の課題と感じます。活動目標の設定も具体的に進め、行政も積極的に取り組むべきと思うので具体的に数値目標を持たれてはどうでしょうか。

(介護保険課長)

介護人材の確保という点では目標数値を設定しづらいという現実がございます。専門学校等であれば入学する生徒が定員の半分を割っているところがほとんどでありまして、国の方でも処遇改善加算の改定を平成30年度までに4回続けて行うという状況になっております。その中で、離職という点では介護業界の外に出る人というのはあまりいないという印象はあります。先日も新たな老人保健施設の内覧会に伺った時に、別の老人保健施設から移ってきた職員の方がいたということもありました。介護保険の事業所はこのところ特養100施設、老健100、介護付き有料100ということで整備を進めておりますので、そうしますと結局のところ給料の高いところに流れていくという状況も相変わらずありますので、定着の推進ということについては、介護保険事業所の連絡協議会と連携して進めているところですが、目標自体を立てるとするのは難しく、数値を入れられないという状況です。

(C 委員)

地域包括支援センターの事についてなんです、52ページになります。いろんな事業所が公募で決められて運営されている様ですが、事業所の職員の数がどれぐらい携わっていらっしゃって、ケアプランとかを担当されているのかを教えてくださいたいと思います。事業所によってはサービスの質や量が違っていたりするものなのではないでしょうか。

(高齢者福祉課長)

地域包括支援センターは基本的には1か所3名の専門職で構成されております。例えば成田地区については西部北ですとか西部南ですとか8千人9千人の対象を抱えており専門職を増やして対応しております。基本的には4,500人程度の高齢者につき3名の専門職を配置するように対応しておりますが、高齢者も年々増え続けているので、一部については居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんに委託するケースもあります。

(議長)

計画書に盛り込んだ方がいいというご意見でしょうか。

(C委員)

それは難しいと思うのですが、適切な人数で事業所間での乖離もないようにと思いますし、市民とても分かりやすい運営になっていればいいと思った次第です。

(議長)

地域包括支援センター同士で連絡会はやっていらっしゃるのですよね。

(介護保険課長)

毎月地域包括支援センター連絡会を開催しており、議題に上げさせていただいております。

(議長)

ありがとうございました。各委員からいただきましたご意見を計画書に反映させていただく事になりますが、結果については私の方に一任させてもらってよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございました。では次の議題に入ります。

(3)成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

子育て支援課長：(上記について、資料に基づき説明)

(会長)

説明ありがとうございます。ご意見ご質問等がありましたらよろしく願いたします。

(B委員)

資料3の待機児童数と入所待ち児童数というのが、違いがわからないので教えていただきたいと思えます。

(保育課長)

待機児童というのは、国の基準がございまして、どこでも良いが入りたいということで待機している、そういった方が該当します。入所待ち児童というのは、ある特定の保育園だけを希望していて入れない

方を対象としております。

(A 委員)

プロポーザルというのは公募に置き換えることはできないのでしょうか。日本語で言うと何か適切なものはないのでしょうか。

(子育て支援課長)

企画提案型事業者選考方法ということになりますが、本市ではプロポーザルということで募集をさせていただいているところでございます。

(委員)

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。

閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、『平成29年度第4回 成田市保健福祉審議会』を閉会いたします。
長時間にわたってのご審議、誠にありがとうございました。

6 傍 聴 者 なし